

山梨県公報

号外第一十一号	平成二十二年 三月二十四日	木曜日
---------	------------------	-----

査を置く。
別表第一の三の表を別表第一の四の表とし、別表第一の二の表を別表第一の三の表とし、別表第一の一の表の次に次の一表を加える。
二 知事政策局の下に置かれる室

室	分掌事項
東日本大震災支援対策室	東日本大震災の被災者の支援に関すること。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

山梨県規則第三号

山梨県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十三年三月二十四日

山梨県知事 横内正明

山梨県行政組織規則（昭和四十三年山梨県規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第三条中「及び課」を「、課及び室」に改める。

第七条の見出し中「課」を「課・室」に改め、同条第四項中「の課及び前項の」を「に規定する課並びに第一項及び前項に規定する」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第一項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 知事政策局の下に室を置く。

第九条中「第七条第一項」の下に「に規定する課、同条第二項に規定する室」を加える。

第十四条第十項を同条第十一項とし、同条第九項中「、室長」を「、第八項に規定する室長」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「室長」を「前項に規定する室長」に改め、同項を同条第九項とし、同条中第七項を第八項とし、第三項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、同条第二項中「課長」の下に「又は前項に規定する室長」を、「課」の下に「又は第七条第二項に規定する室」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 第七条第二項に規定する室に室長を置き、必要に応じ主幹、副主幹、主査又は副主任

発行者 山梨県

甲府市丸の内一丁目六番一號

印刷所

(株)サンニチ印刷

甲府市北口二丁目六番